

**利用料金説明書 抜粋版**  
**ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設**  
**特別養護老人ホームこもれびの里みわ**

平成27年8月1日現在

< サービス利用料金（1日あたり） >

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度及び介護保険負担割合証に記載されている負担割合をご負担頂きます。

○ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

要介護度	一日当たりの利用料金	一日当たりの自己負担額	
		負担割合1割	負担割合2割
要介護1	6,250円	625円	1,250円
要介護2	6,910円	691円	1,382円
要介護3	7,620円	762円	1,524円
要介護4	8,280円	828円	1,656円
要介護5	8,940円	894円	1,788円

ア. ご利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

イ. 要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために、必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ウ. 介護保険からの給付額に変更があった場合及び要介護度に変更があった場合並びに介護保険負担割合に変更があった場合には、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

エ. 居住費・食費に係る額は、各市町村の「介護保険負担限度額認定制度」により認定を受けた認定証に記載している負担限度額（第1段階～第3段階）になります。また、認定証の交付を受けていないご利用者は、基準費用額（第4段階）になります。

○居住費、食費の負担限度額

ご利用者負担段階		居住費		食費
		認定証の負担限度額	利用者負担額	
第1段階	・市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受けている方	820円	500円	300円
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	820円	500円	390円
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、第2段階に該当しない方	1,310円	1,150円	650円
第4段階	・上記の第1段階から第3段階以外の方		1,970円	1,380円

ア. 上記サービス利用料金の他、次の介護給付サービス加算をご負担いただきます。

イ. 加算の算定にあたりましては、職員の体制、サービスの提供状況により算定する項目が変更になる場合があります。）

○介護給付サービス加算

加算種別	一日当りの費用	サービス利用に係る自己負担額	
		負担割合1割	負担割合2割
初期加算	300円	30円	60円
外泊時加算	2,460円	246円	492円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	270円	27円	54円
看護体制加算(Ⅰ)イ	120円	12円	24円
看護体制加算(Ⅱ)イ	230円	23円	46円
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	460円	46円	92円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	180円	18円	36円
栄養マネジメント加算	140円	14円	28円
経口移行加算	280円	28円	56円
経口維持加算(Ⅰ)	4,000円/月	400円/月	800円/月
療養食加算	180円	18円	36円
退所前訪問相談援助加算	4,600円	460円	920円
退所後訪問相談援助加算	4,600円	460円	920円
退所時相談援助加算	4,000円	400円	800円
退所前連携加算	5,000円	500円	1,000円
在宅復帰支援機能加算	100円	10円	20円
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	120円	240円
口腔衛生管理体制加算	300円	30円	60円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	200円	400円
看取り 介護 加算	死亡日以前4日以上30日以下	1,440円	288円
	死亡日の前日及び前々日	6,800円	1,360円
	死亡日	12,800円	2,560円
介護職員処遇改善加算	基本料金と各種加算の合計額の5.9%に相当する額の1割又は2割をお支払い頂きます。		

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

1) 特別な居室

特別養護老人ホームこもれびの里みわには、特別な居室はございません。

2) 特別な食事(酒を含みます)

ご契約者(ご利用者)の希望に基づいて、特別な食事を提供した場合。

○利用料金：要した費用の実費

3) 理容サービス

原則として月に2回、理容師の出張により、理髪サービス(調髪・顔剃)をご利用いただけます。

○利用料金：1回当たり 2,000円から

4) 貴重品の管理

ご契約者(ご利用者)の希望により、貴重品管理サービスを、ご利用いただけます。

詳細については、以下の通りです。

ア. 管理する金銭の形態：

事業所の指定する金融機関に預け入れている預金

イ. お預かりするもの：

上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

ウ. 保 管 管 理 者： 施設長

エ. 出 納 方 法： 手続きの概要は以下のとおりです。

①預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

②保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

③保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを契約者へ交付します。

○利 用 料 金： 無 料

5) レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動等に参加していただくことができます。なお、利用料金として材料代等の実費をいただきます。

< 例 >

ア. 主なレクリエーション等の行事予定

月	行事とその内容 (例)	月	行事とその内容 (例)
1月	・新年会	7月	・家族焼肉
2月	・節分厄払い会	8月	・追悼式
3月	・ひな祭り (お雛様飾りを行います)	9月	・敬老会 ・バスレク
4月		11月	
5月	・花見 ・植花祭 ・避難訓練	10月	・菊祭り見学
6月	・運動会	12月	・おもちつき ・クリスマス会
※各月お誕生会			

イ. クラブ活動

書道、園芸、華道、料理等 (材料費等の実費を頂きます。)

6) 複写物の交付

ご契約者 (ご利用者) は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧することができますが、複写物を必要とする場合には当法人の個人情報規程に準じて実費をご負担いただきます。

○1枚につき： 10円

7) 日常生活費

ご利用者が日常生活上において、通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者 (ご契約者) にご負担いただくことが適当と認められる費用。但し、おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

8) ご利用者の移送に係る費用

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。(地域内は、ご負担の必要はありませんが、地域外 (北見市外) の移送については、適切な費用負担をいただけることになっていますが、当事業所では無料で行います。)

9) ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をご負担いただきます。

ア. 料金

ご利用者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金 (1日当たり)	6,250円	6,910円	7,620円	8,280円	8,940円

イ. ご利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は、下記のとおりとします。

○1日当たり： 6,250円

但し、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。